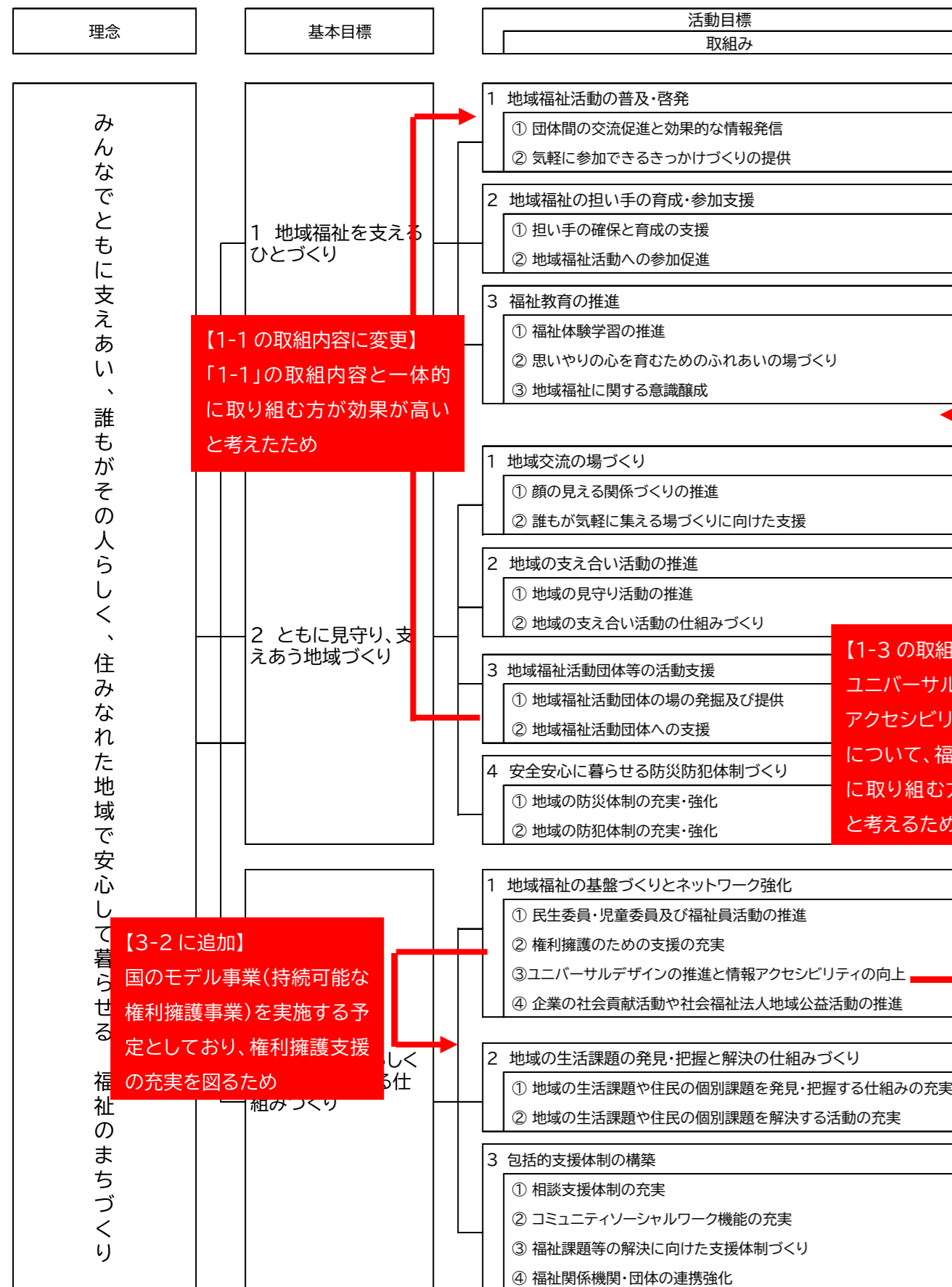


■ 施策体系の変更について

【変更前】施策体系(第2回山口市地域福祉協議会)



【1-1 の取組内容に変更】
「1-1」の取組内容と一体的
に取り組む方が効果が高い
と考えたため

【1-3 の取組内容に変更】
ユニバーサルデザインや情報
アクセシビリティの意識醸成
について、福祉教育と一体的
に取り組む方が効果が高い
と考えるため

【3-2 に追加】
国のモデル事業(持続可能な
権利擁護事業)を実施する予
定としており、権利擁護支援
の充実を図るため

【変更後】施策体系(第3回山口市地域福祉協議会)

